

○財務省告示第五十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年一月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年二月九日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

の法律及びそ 二十三年度における公債の発行

の特例に関する法律（平成二十

三年法律第六号）第二条第一

項並びに特別会計に関する法律

（平成十九年法律第二十三号）

第四十六条第一項及び第四十七

条

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適

用等

四 発行方法



六

イ

発

入 価 入 価  
札 格 行 札 格  
発 競 発 競  
行 争 額 行 争

ロ

札 非  
発 競  
行 争  
入

ハ

国 債 市 場  
特 別 参 加  
者 第 I 期

ニ

国 債 市 場  
行 入 札  
争 格 競  
発 競

特別会計に関する法律第四十六

七十六億円

百七十六億円

国債に付て、額

条の規定に基づき、

特別会計に關する法律第四十七

九億三千百円

国債に付て、額

条の規定に基づき、

特別会計に關する法律第四十七

十萬円

面金額で三億九千九百六

行した付て、額

律第四十七條の規定に基づき、

十萬圓

面金額で七億四千五百

行した付て、額

十條第一項に關する法律第十

円、特別会計に關する法律第十

で、一兆五千億圓

利付國債に付て、額

第一項の規定に基づき、

發行の特例に關する法律第二

平成十二年七月十五日、

八十七億四千七百圓、

ついで、額は、

定ち、基礎額、

うち、財政法第四十五億圓

額、金額で二兆五十五億圓



の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札  
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発  
 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行  
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、

銭

(一) 年

む 十 式 は 一  
 も 号 に 、 募 ・  
 の によ 払 入 ○  
 と 規 り 込 決 パ  
 定 算 金 定 ー  
 す 出 額 の セ  
 る し に 通 ン  
 。 期 た 加 知 ト  
 日 金 え を  
 に 額 、 受  
 払 を 次 け  
 い 第 の た  
 込 二 算 者

(二)

出 に 住 時 額 金 に の 口 る に  
 し は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発  
 た 、 又 お た に り つ に の る 行  
 金 前 は い だ 百 算 い 記 と 所 時  
 額 記 外 て し 分 出 て 載 し 得 に  
 に (一) 国 取 、 の し は 又 て 税 お  
 当 の 法 得 当 二 た 、 は 振 が い  
 該 算 人 す 該 十 金 前 記 録 口 泉 、  
 非 居 に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 簿 収 そ  
 住 よ り 場 非 発 た 当 算 る 中 さ 利  
 者 又 算 合 居 行 金 該 式 も の れ 子

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{10}{100} \times \frac{28}{365}}$$

十四 初期利子

は外国法人が適用を受ける所  
得税の税率を乗じた金額を  
控除することができ。平  
成二十四年六月二十日支  
払とし、次の算式により算  
出した金額を支払う。た  
だし、支払期が銀行休業  
日に当たるときは、その  
翌営業日に支払う（以下  
規定する期日について同  
じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二  
月二十日を支払期とし、  
各支払期に属する利子を  
支払う。

十六 償還期限

平成三十三年十二月二十  
日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行 財務大臣から通  
知を受けた者

十九 払込期日

平成二十四年一月十七日